

19世紀中葉におけるイギリス によるインド綿花開発

今 田 秀 作

I は じ め に

19世紀中葉イギリスは、選挙法改正や関税＝財政改革の成果の上に自由貿易原理を旗印とする近代資本主義国家としての全容を整え、他方「世界の工場」イギリスを中心とする世界市場の編成をいよいよその極点に向けて膨張させつつ、50年代よりイギリスの黄金時代＝「ヴィクトリア期の繁栄」に突入する。このイギリス資本主義の成熟と世界市場支配への過程には、遠くインドにおける英領植民地の建設過程が伴い、インド植民地は世紀後半以降の各国資本主義の興隆による世界市場競争の激化をつうじて、ますますイギリスの生命線としての意義を担っていく。われわれは、インド植民地の盛衰のうちにこそ、パックス・ブリタニカの歴史的推移の重要な一側面を迎えることができるのである。18世紀中葉イギリス東インド会社によって開始されたインド征服は、おびただしい流血のはてに、19世紀中葉完遂された。と同時に1857年、植民地支配の矛盾の最初の大規模な発現である、かの大叛乱 Mutiny が勃発し、東インド会社はその責任をとりつつ長年の歴史に終止符を打ち、翌年インド統治改善法とともに直轄領インドが誕生する。19世紀中葉とは、イギリスのインド支配にとってもまた、いくつもの意味で大規模な再編を迫られた時期にほかならなかった。そこでは英領インド帝国の最盛期を招くべく、イギリス支配の定着・本格化が計られるとともに、すでにそのことのうちに、後の激しい民族的対立の前提条件と萌芽形態とが創出されていったのである。こうした再編の課題のうちに、イギリス支配に関わって従来とは異なった様相を持ち込みつつ、問題の軸

心の一つとなったのが、インド綿花開発問題であった。この問題は、さしあたり、本国の主導的産業資本たる綿業資本との全面的連繫のうちに展開されたこと、および現地の経済組織に対して従来とは明らかに段階を異にする積極的関与がなされた点で、イギリス支配史上画期的な、イギリスによるはじめての本格的な経済開発であったといえる。

ところで周知のように、およそイギリスのインド支配が果たした歴史的役割に関わっては、政治的立場の相違にも媒介され、イギリス統治期より相互に混じり合うことなく一方的に自己を主張しつつ今日に至っている二つの主要な潮流を見出すことができる。すなわち一方でイギリス支配の果たした開明的役割を強調するイギリス帝国主義弁護論者の論調と、他方で富の流出や脱工業化政策をもってイギリスの統治政策を特徴づけつつ、イギリス支配のゆえにインドは久しく貧困や後進性に繋がれてきたと主張するインド・ナショナルリストの論調である¹⁾。この両解釈が孕むところの問題性は、実は狭い意味でのインド史の解釈の範囲を超えたものである。というのもわれわれは、両者ときわめて類似した発想や解釈を、一方で経済成長論を基礎にした近代化論的歴史解釈と、他方で第三世界より提起された新従属理論という二つの今日的思潮に見出すからであり、実際これらの今日的解釈は、植民地インドの歴史的経験をこそ、自己の正当性の論拠としてきわめて重視してきたのである²⁾。とはいえ、われ

1) 前者の代表例としては、J. R. Seeley, *Expansion of England*, 1883 あるいは、L. C. A. Knowles, *The Economic Development of the British Overseas Empires*, vol. 1, 1926 が、後者の例では、Dadabhai Naoroji, *Poverty and Un-British Rule in India*, 1901, および R. C. Dutt, *The Economic History of India*, 1901, 03, がある。なお両者の要領のいい整理として、B. Chandra, "British and Indian Ideas on Indian Economic Development, 1858-1905" in do, *Nationalism and Colonialism in Modern India*, 1979 を参照。

2) なによりアメリカの経済学者で、経済成長論の立場から国民総生産と一人当たり国民所得の動向に議論を集中し、インド経済の「成長」を説いた M. D. Morris の一連の研究が注目される。たとえば M. D. Morris, "Towards a Reinterpretation of Nineteenth-Century Indian Economic History", *Journal of Economic History*, vol. xxlll, No. 4, 1963. (彼の研究を論評したものとして、松井透「19世紀インド経済史研究の方法論的検討—M. D. モリスの諸説をめぐって—」『アジア研究』13-4がある) 一方、世界資本主義によって後進地域は独自の構成を持つ「低開発」ないし「周辺経済」におしとどめられたとする新従属理論の代表的論客 A. G. フランクは、インドを「世界資本主義発展と低開発の第二段階(産業資本主義時代—引用者)へのわれわれ

われは、両者の担った実践的意義に大きな敬意を払いつつも、なおそれらがともに一面的に過ぎるのではないかという印象を禁じえない。もちろん両者に対する全面的検討は、小稿のとうていなしうところではなく、本研究は、19世紀中葉の綿花開発問題を素材とし、さしあたり次の二点の着眼にもとづきつつ、イギリス支配の特質理解のための若干の考察を試みるものである。第一に、イギリス支配とは、本質的に、前資本主義的社会構成体の資本主義的世界市場への組み込まれにほかならなかつたとの理解から、あの「資本は自らの姿に似せて世界を造る」という言葉に凝縮される、資本主義発展の普遍的法則が、植民地インドにおいてどのように貫徹したのかという視角から問題に接近すること。第二に、とはいえ、上の視角を前提したうえで、なお植民地的特質が検出されねばならない。すなわち国民国家を形成しつつ資本主義発展を進めた西欧諸国とは異なり、国民主権・民族自決権を喪失したうえでの歴史的推移においては、普遍的発展法則はいかなる特質を帯びて現れることになったかという問題である。以上の両視角はまた、われわれが、イギリス支配は「発展」をもたらしたか、それとも「停滞」を刻印したかというような、単純な二分法を避け、むしろその両面に目を配りつつ、同時にイギリス支配に孕まれた矛盾の諸相を探り出すべきことを示唆する。さらによく知られているように、当時のインド綿花開発はきわめて困難に満ちたものであった。われわれは、その経緯と結果とを記すとともに、主に当時のイギリス人の理解をつうじて、開発の困難がどこにあり、それはインド在来の経済構造のいかなる特質の反映であったかを、普遍的発展法則に照らして考察し、もっておよそ資本主義的世界市場が後進地域を自己に取り込む上では、何が問題の枢要点となるのかという点にアプローチしたいと思う。現代経済における国際的連関の強まりは、その主要な一側面として、政治覇権の争奪を含みつつ進行する、経済発展の遅れた地域に対する資本主義的開発の問題を不断に孕んでおり、本稿で取り上げるインド綿花開発問題

「われの研究にとってもっとも重要なもの」と位置づけている。A. G. フランク、吾郷健二訳『従属的蓄積と低開発』、129ページ。

とは、まさにその歴史的端緒をなす事例であった。

本稿では、インド最大の綿花地帯であり、それゆえイギリスによる綿花開発の主要舞台ともなったボンベイ管区を中心に、また時期を南北戦争による「綿花飢饉」に先立つ、いわば初期綿花開発過程に限定しつつ考察する。それはほぼ1840年代および50年代にあたる。本稿では、さしあたり上の第一の視点を中心に綿花開発の具体的経緯を検討し、第二の視点については稿を改めて考察することを断っておきたい³⁾。

II インド綿花開発の経緯

(1) インド綿花開発問題の発生

「ランカシャーの今日はイギリスの明日」という当時の諺に知られるように、イギリス綿工業は、産業革命を主導し、産業資本主義時代イギリスの基軸を担った産業である。その原料たる綿花は国内では生産されず、その供給はことごとく海外市場に求められた。第1表は、産業革命期以来の綿花輸入先の地域別分布を示したものである。当初綿花供給地としては英領西インドが圧倒的比重を占めたが、その後アメリカ・ブラジル・エジプト等へと分散しつつ、ナポレオン戦争終了時を境に、アメリカ綿の圧倒的シェアが確立する。アメリカでは1793年のホイットニーによる鋸式繰綿機 saw-gin の発明および土地の低廉性を武器に、大規模奴隷制プランテーション栽培が急速に拡大し、安価な綿花が

3) 文献史料としては、内外の研究書・研究論文に加えて、次の同時代文献を利用することができた。まず W. R. Cassels, *Cotton; An Account of its Culture in the Bombay Presidency*, 1862. 本書は、ボンベイの主導的綿花取引商社 Peel, Cassels and Co. の代表で、ボンベイ立法参事会 the Bombay Legislative Council の委員でもあったカッセルズが、ボンベイ政府から委嘱されて別の著者による他二管区のそれとともに綿花栽培の手引書として著したものである。続いて、J. F. Royle, *On Culture and Commerce of Cotton in India and Elsewhere*, 1851. ロイルは、北西州の Saharunpore の東インド会社植物園の監督者として実際に綿花開発に携わり、問題の権威者として当時広く知られていた人物である。両書とも現場経験を踏まえつつ、ボンベイ管区での各県ごとの栽培状況を詳細に記したほか、有益な既述に富んだ貴重な文献である。さらに自由貿易主義の闘将であり反穀物法同盟のリーダーであった J. ブライトが議長を務め、当該問題に関する最初の体系的な議会審査の記録をなす、『インド綿作に関する特別委員会報告』*Report from the Select Committee on the Growth of Cotton in India*, 1848 (以下48年報告、あるいは *Cotton Report* と略記)を利用する。

第1表 綿花輸入先の地域別分布

(単位: 1,000捆, 1捆は400重量ポンド)

地域	アメリカ	ブラジル	英領西インド	地中海諸国	インド	その他	合計
1786-90	0.1 (0.2)	5 (7.9)	45 (70.8)	13 (20.4)	0.5 (0.8)		64
1796-1800	22 (24.1)	11 (11.4)	33 (35.2)	17 (18.5)	8 (8.9)	1 (1.9)	93(100.0)
1806-10	107 (53.1)	33 (16.1)	33 (16.2)	3 (1.3)	26 (12.8)	2 (0.5)	202(100.0)
1816-20	166 (47.3)	55 (15.9)	24 (6.8)	1 (0.3)	94 (26.7)	10 (3.1)	351(100.0)
1826-30	434 (74.5)	61 (10.4)	13 (2.2)	16 (2.8)	56 (9.6)	2 (0.5)	582(100.0)
1836-40	921 (79.9)	52 (4.5)	3 (0.3)	19 (1.7)	146 (12.7)	10 (0.9)	1,151(100.0)
1846-50	1,247 (81.1)	58 (3.8)	2 (0.1)	31 (2.0)	196 (12.8)	3 (0.2)	1,537(100.0)
1856-60	2,173 (77.1)	55 (1.9)	2 (0.1)	90 (3.2)	480 (17.0)	22 (0.8)	2,822(100.0)
1866-70	1,411 (43.2)	190 (5.8)	8 (0.2)	363 (11.2)	1,218 (37.3)	74 (2.2)	3,265(100.0)
1876-80	2,589 (71.1)	85 (2.3)	2 (0.1)	402 (11.0)	510 (14.0)	51 (1.4)	3,640(100.0)

(注) かつこ内はパーセント, 原表の小数点以下4捨5入。

(出所) T. Ellison, *The Cotton Trade of Great Britain*, 1886, p. 86.

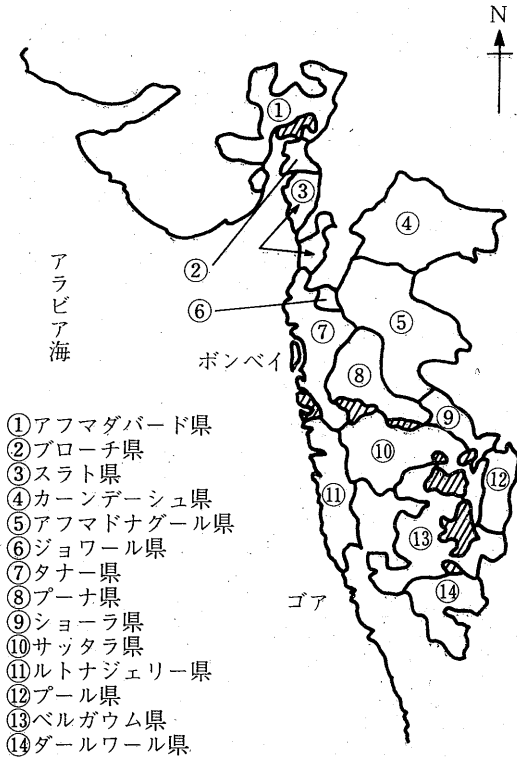
大量にイギリスに流入するようになった。これに対し他の地域は、ひとりインドを除いて、19世紀中葉にはほとんど姿を消すことになる。インド綿花の輸入は、19世紀に入るや徐々に増加し、世紀前半をつうじてほぼ10%余りのシェアを維持している。こうして世紀半ばに至れば、原料綿花は、ほぼアメリカを独占的供給者とし、それをインドが補完しつつ供給されるという構造へと変化した。とはいえそれは、綿業資本にとって必ずしも綿花の安定供給を意味しなかった。というのも、なによりイギリス綿業の発展が急速であったとともに、アメリカへの過度の依存が、天候不順による不作や政変等の不慮の障害をつうじて、突然の供給量削減をもたらさずにはおかなかったからである。こうして補完的供給地インドに対する期待は、世紀前半にも常に存在し、それはますます高まっていった。

(2) インド在来の社会構造と綿花生産

ボンベイ管区では、1817-8年の第三次マラータ戦争をつうじて支配地が大幅に拡大し、周囲に藩王諸国を残置せしめつつ、北方キャンベイ湾を臨むグジャラート地方、ボンベイ周辺のマハラシュトラ地方、および南方の南マラータ地方にわたって広大な直轄地が獲得された。(第1図参照)直轄地は県(district または collectrate)に区分され、それぞれに県長(Magistrate または Collector)以下の英人官吏が派遣された。このうちグジャラートと南マラータは、従来とりわけ綿作の盛んな地域として知られ、イギリスによる開発も両地域を中心に行われた。ここで主に深沢宏氏の研究⁴⁾を素材に両地方の統治および社会構造の特質を概観しておきたい。東インド会社がマラータ諸国から領地を継承した際、グジャラートには一般農民が主体となって村を管理する「農民村落」と、タークダールと呼称された在地領主の支配する地主制支配地＝「領主村落」とがあり、さらに農民村落には、「各農民家族が個別的に農地を保有し、個別的に地租納入義務を負い、単独の村長が全体を管理する」、「単純村落」と、村

4) 深沢宏『インド社会経済史研究』1972年、第4部。

第1図 ボンベイ管区におけるイギリス直轄地



(注) 周辺部および斜線内は藩王諸国の所領。

落のなかに土地の大区分が存在し、区分ごとに地租納入の連帯責任制がとられた「分有村落」の2種類があった。19世紀前半をつうじてのイギリスの基本方針は、政府が個別農民の土地占有権を承認し、農民ごとに地租査定を行い、彼らから直接徴税する「個別農民制度」の導入にあり、それにともな^{ライオナトワロー}って、領主村落における地主権力は徐々にその実質を失われ、分有村落も解体されていった。1820年代には個別農民査定が一般化した。また地租査定においてイギリスは、かなり徹底した検地を行い、多くの隠田を発見した上で、高率の地租を

定めたので、地租納入額は飛躍的に増加したものの、同時に滞納額も拡大し、ここに農村の疲弊が現れ、世紀後半以降徐々に地租の軽減措置が取られていくことになる。一方南マラータにおいても、イギリスは村落一括課税と連帯責任制とを多少とも残しつつも、ほぼ個別農民制度というべきものを導入・一般化した。査定額は「非常に高率で、ほとんど納入できない」ほどであったが、1844年から57年にかけてグジャラートに先んじて地租査定の改定が行われ、かなりの減額が行われた。以上世紀前半においてイギリスは、「個別農民制度」の導入をつうじて、前資本主義社会に一般的な身分制的・重層的土地所有および村落共同体規制に一定の解体作用を及ぼしつつも、なお自ら、小経営農民の維持・存続を前提に、彼らより封建的搾取を行う上級土地所有者の地位にとどまったのであり、高率地租の収奪は彼らの上級土地所有者としての権能の發揮にほかならなかった。従って、そこでの農民の存在態様は、以前より自立性を増したとはいえ、なお村落共同体に包摂された、相当程度に自給的な小経営農民の支配的存在によって特徴づけられるといわなければならない。

インドは古くから綿作・綿織物の国として知られ、それはヨーロッパ向けの都市輸出工業を生み出すとともに、なによりインド人の日常生活に不可欠な素材を提供した。綿からは衣類をはじめ、寝具・カーペット・カーテン・種々の覆いなどの幅広い日用品がつくられ、その種子は家畜の飼料ともなった。こうして綿はほぼインド全域において栽培され、程度の差はあるものの、たいいての農民が綿作を行い自ら紡績・織布に携わった。綿作はまさに農民の自給経済の重要な支柱をなしていた。綿花は18世紀末よりまず中国茶貿易の対価として輸出されるが、「綿花はインドのほとんどの地域で主に現地人の消費のために久しく大量に生産されてきた」⁵⁾のであり、当時においては「輸出されたものは、国内消費されたものに比べてほんのわずかであった」⁶⁾。さらに開発過程全体をつうじて問題とされたように、インドの綿作はアメリカのそれに比べ

5) J. F. Royle, *op. cit.*, p. 20.

6) *Cotton Report*, p. 3.

て生産性が低く、品質も劣っていた。その全体的特質は本稿をつうじた検討課題であるが、さしあたりインド綿がすべて短繊維で機械紡績による高級品の生産に向かなかつたこと、木の葉や泥、種子が混入し汚れがはなはだしかったこと、紡績過程で多くの無駄が出ること⁷⁾、種取りにおいて繰綿機にはるかに生産性の劣るフットローラーやチュルカといった旧式の道具⁸⁾が使用されていたことを指摘しておきたい。

(3) イギリスによる綿花開発の経緯

ロイルによるとイギリスによるインド綿作改良の試みは、1788年東インド会社取締役会がインド政府に対し綿作の拡大と改良に留意するようにとの通達を發したことに始まるとされ、以来西インド種・地中海種・南米種などの外国種の導入および関連設備の改良がプランターや現地吏員の手によって散発的に取り組まれた⁹⁾。1829年取締役会は、イギリスで用いられる綿花の少なくとも3/4が Georgia Upland および New Orleans というアメリカ種であること、過去の経験から間接的で気まぐれな促進策では効果がないことを指摘しつつ¹⁰⁾、ここに政府の費用で大規模な実験農場をつくり、アメリカ種および高級種の導入を積極的に計ることを決意した。ボンベイ管区ではブローチ、カーンデーシュ、ダールワールの3県に実験農場が作られたが結果は芳しいものではなかった。しかし39年今度はマンチェスターやリヴァプール商業会議所からの請願もあって、取締役会は「アメリカからプランターを招くことによって、従来以上に完全な実験を行うこと」¹¹⁾を企画した。こうして1840年以降綿花開発はいよいよ熱を帯び、ボンベイ管区でもほとんどの県にくわえて、周辺の藩王国にお

7) マンチェスター商業会議所会頭 T. バズリーは、屑の割合はアメリカ綿の12.5%に対しインド綿は25%であったと述べている。Cotton Report, p. 49.

8) フットローラーは石の台の上に種付き綿花を置き、その上から鉄の棒を足で押さえて回しつつ綿と種を分離するものであり、チュルカは枠に据え付けられた木製の二つのローラーの間に種付き綿花をはさんでローラーを手回ししつつ分離する道具である。

9) 1788年から1850年までの経緯については、J. F. Royle, *op. cit.*, pp. 86-90 の年表を参照。

10) W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 17.

いても開発が試みられた。以下紙幅の都合4つの県に限って実験・開発の経緯を概観する¹²⁾。

a) フローチ県

フローチ県は以前よりインド有数の綿作地帯として知られていたが、1841年3名のアメリカ人プランターによって、New Orleans 種が250ビガ（1ビガは0.52エーカー）の政府所有地に栽培され、また繰綿機小屋 gin-house を設置して実験が開始された。栽培は乾季に入るまでは順調であったが、以後急激な気温上昇と過度の乾燥により作物は大きく損傷を受けた。翌年本国に製品が持ち込まれ、繰綿機による種取りの改善によって在来種より高値で販売されたとはいえ、利益を計上することはできなかった。本国での評価は、「色彩に優れ、うまく種取りしてあるが、木の葉の混入から免れず、繊維の長さがそろわず、繰綿機によって損傷を受けている」¹³⁾ というものであった。さらに翌年の結果も芳しくなく、政府は、フローチ県の気候・土壌がアメリカ種の栽培に適していないと判断して、以後在来種の栽培改善と種取りの改良に努力を集中した。深耕・筋蒔きの間隔を倍にする・草取りの励行・種子の注意深い選択など、カッセルズによれば在来農民の2倍以上の費用をかけて栽培が行われたが¹⁴⁾、結果は本国で従来より高値で引き取られたとはいえ、最終的には損失に終わった。プランターのデービスの推計によれば、1843/4～46/7年の4シーズンで実験農場が平均ビガあたり54重量ポンドの種取り綿花を産したのに対し、一般農民の農園では40ポンドであった¹⁵⁾。したがって2倍の費用にもかかわらず生産物の増加はわずか1/3にとどまったことになる。こうしてフローチ県での実験には1849年に終止符が打たれた。しかしデービスがいうには、その後「在来種の復活がきわめて目覚ましく広範に見られ、その収穫の見通しも良好であっ

11) J. F. Royle, *op. cit.*, p. 89.

12) 全体についてはさしあたり W. R. Cassels, *op. cit.*, を参照。

13) *Revenue Consultations*, vol. xli, 1843, p. 23, quoted in *ibid.*, p. 47.

14) *Ibid.*, p. 49.

15) *Ibid.*, p. 54.

た」¹⁶⁾。カッセルズの示す数字によれば、ブローチ県では1841年から60年まで、耕地面積が30万エーカー前後、綿花栽培面積が10万エーカー前後でともにほぼ一定しており¹⁷⁾、イギリスによる実験の試みが当県の綿花栽培および農業構造に劇的な変化をもたらさなかったことが確認される。ボンベイ政府の会社取締役会への報告にあるとおり、「ブローチ県での実験は政府農園の境界を越えては何の成果も生み出さなかった。農民は政府農園で行われている栽培方法を採用するとか、繰綿機を使用するとかいうことはなく、汚く劣った綿花で満足し続けた」¹⁸⁾のである。

他方当県では地面の乾燥が栽培の大きな障害となったため灌漑の必要性が強調された。その際グラント大佐が、政府はナルパダ河とタブティー河のあいだ40マイルに運河を建設し、また数多くの河川にダムを築いて取水すべしと提案したように¹⁹⁾、かなり大規模な公共事業のプランが練られた。続いて地租査定については、ブローチ県の地租査定は、従来の生産物別の毎年の査定から、土地の肥沃度による固定査定 (Begottee system) に切り替わったが、査定基準はきわめて高く、ボンベイ綿花委員会は1847年、「デカンであるように顕著な成功を収め、現在南マラータ地方で進行しているような体系的な査定の改定」²⁰⁾が望ましいと述べて大胆な地租の切り下げを要望している。

b) アフマダバード県

当県では実験農場ではなく、New Orleans 種の種子を農民に分配しつつ、政府が作物を市場価格の5%増して購入し、また栽培が失敗した際は地租を免除するという条件で、すなわち政府買上および補助金による奨励策をつうじて栽培拡大が計られた。とはいえ多雨や早魃にたたられ思うような成果は上げられなかった。たとえばプランターのデイリーがまとめた1860年前後のある年の

16) *Ibid.*, p. 56.

17) *Ibid.*, p. 58.

18) *Returns, East India Cotton*, 1847, pp. 509, 10, quoted in *ibid.*, p. 52.

19) J. F. Royle, *op. cit.*, p. 437.

20) Quoted in *ibid.*, p. 455.

第2表 アフマダード県での栽培状況

郡名	栽培面積 (ビガ)	栽培の経過
Duskrohie	—	農民が外国種の栽培に反対
Jeytulpoor	134	多雨により損傷
Dholka	70	多雨により損傷
Dunduooka	415	10の小村落で栽培 うち5つが多雨のため損傷
Gogo	49	早魃のため全滅
同上	30	海島綿の栽培

(出所) W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 70.

5つの郡 (talookas) の栽培成績は第2表のとおりである。ここでは、Duskrohie 郡において農民の反対で栽培できなかったことが興味を引くが、副県長ウィーデングも「ある種の投機として異なった種子の栽培を試みることに對する、農民の打ち勝ちがたい反対」²¹⁾ に言及している。

また当県では灌漑および施肥が試みられた。とはいえデイリーの挙げる数字によれば、灌漑され施肥された土地は、より多くの生産額を達成したものの、反面コストも高く、結局利益額においては、それらが施されない耕地のほうが良好であった²²⁾。これは灌漑や施肥を農民の負担の下に行うことがいかに困難であるかを示唆している。

c) ダールワール県

南マラータのダールワール県はマドラス管区のコインバトール県と並んでアメリカ種の移植に「完全に成功した」²³⁾ 地域として特筆に値する。ここでの成功の大きな要因は、当地の気候の溫柔さにあった。インドの気候はわずかな地理の違いでも大きく異なることがあるが、当県は西ガーツ山脈の東方40マイルにあり、南西モンスーンによる海洋性気候の下、湿度が比較的高いうえに安定

21) Quoted in W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 73.

22) *Ibid.*, pp. 71-72. 灌漑および施肥された半ビガの栽培地が、生産額7ルピー-9アナ、生産費5ルピー-7アナ、利益1ルピー-9アナであったのに対し、それらが施されない栽培地ではそれぞれ、6ルピー-2アナ、3ルピー-1アナ、3ルピー-1アナであったという。

23) *Cotton Report*, p. 4.

的で、かつ気温も適度であった。当初実験農場で栽培されたが、その結果がきわめて良好であったため、1845年から農民との契約栽培に移行し、1エーカーの栽培ごとに2ルピーが農民に支払われた。翌年には政府の介入は市場価格よりキャンディーあたり2アンナ高く購入するということまで後退した。さらにプランターのベルは、「過去数年の実験により、気候・土壌が好適であり、農民も栽培方法を理解し、また品質・価格とも良好であることが判明したので、当地が安定的な生産地になることは疑いがないと思われる」²⁴⁾と述べつつ、繰綿機の提供と修理を除いてすべての干渉をやめることを提案した。政府買上の割合は、1844-5年には生産量の1/2であったものが、51-2年には1/13にまで低下している²⁵⁾。こうして「生産と販売は自然のあるがままに任せられ」²⁶⁾、第3表が示すようにアメリカ種の繁栄は以後も続いたのである。

d) カーンデーシュ県

当初50ベガの実験農場と1,000エーカーの契約栽培地が作られたが、実験農場はまもなく廃止され、地稅免除の条件で契約栽培が継続された。早魃や多雨、河川の氾濫、虫害などの困難があったが、プランターも灌漑(ため池)、施肥(腐食した草と牛糞)、碎土、草取りを行って栽培拡大に努め、1850/1年からの3年間かなりの面積で栽培された。しかし以後急激に栽培地は減少した。プランターのマンスフィールドは、外国種の栽培が政府の強制なしにはありえないことを指摘している。「1851年からの New Orleans 種の拡大は、前の県長であるエルフィンストンの命を受けた Mamlutdar と Mahalkuree (ともに在地領主——引用者)の尽力によるものである。エルフィンストンは彼らに、農民をして外国種の優位性を印象づけさせ、あらゆる方法で栽培を奨励するように命じた。もし農民の自由にさせておいたら、New Orleans 種の栽培はすぐに止んでいたであろう」²⁷⁾。

24) Quoted in J. F. Royle, *op. cit.*, p. 367.

25) W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 150.

26) J. F. Royle, *op. cit.*, p. 368.

27) *Revenue Consultations*, vol. xxxiii, 184, p. 208, quoted in W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 98.

第3表 ダールワール県の綿花栽培面積

(単位; エーカー)

年 代	在 来 種	外 国 種	合 計
1842-3	184,236	27	184,264
43-4	178,411	545	178,956
44-5	182,437	2,749	185,186
45-6	164,591	11,176	175,767
46-7	167,502	22,331	189,833
47-8	179,228	20,502	199,731
48-9	201,578	3,351	204,929
49-50	225,685	15,573	241,258
50-1	223,314	31,668	254,983
51-2	221,676	42,647	264,323
52-3	251,113	28,010	279,124
53-4	252,006	41,403	293,409
54-5	210,260	63,298	273,559
55-6	191,196	50,802	241,999
56-7	196,930	82,351	279,282
57-8	235,042	97,306	332,340
58-9	212,370	101,750	314,120
59-60	230,667	156,326	386,993
60-1	234,452	153,969	388,421
61-2	200,491	178,682	379,174

(出所) W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 160.

III インド綿花開発の諸結果

以上に概観したように、イギリスによる開発は、(1) アメリカ種の移植、(2) 在来種の栽培改善、(3) 繰綿機や压榨機等の新しい設備の導入、(4) 灌漑や道路建設等の公共事業を、主要な柱として行われた。(1)、(2)については、政府所有地の実験農場に農民を招いて政府の指揮下で栽培させるとともに、栽培指導・契約栽培・補助金供与・栽培強制をつうじて農民保有地での栽培に干渉した。アメリカ種の移植はダールワール県とベルガウム県のごく一部を除いて成果を

生まず、たいていの県で実験農場はやがて廃止された。第4表はグジャラートおよび南マラータの6県の1841年から61年に至る綿花栽培面積の推移とその全耕地に占める割合を示したものである。まず総計において栽培面積はほぼ倍増していることが分かる。地域的には南マラータの方が伸びが大きい。また前掲第1表に示されるように、50年代後半にはイギリスへの輸出が顕著に増加している。とはいえ全耕地面積に占める割合を見ると、年度による変化はあるものの、どの県も増加を示すことなく、むしろ停滞基調にある。従って綿作拡大は他の穀物栽培の拡大に比例して行われたといえる。ここから窺えるのは、農民経済における綿作の位置がさほど変わらなかったこと、そしておよそ農民経済に大きな質的变化は起きなかったであろうということである。すなわち、これら数字からは、綿作を一構成要素とする旧態のままの農民経済が、人口増加を伴いつつ、単に量的に拡大したと推測するのが自然である。とすれば、第一に、この時期の綿作の拡大は、イギリスが熱意を燃やした綿花栽培に対する直接的な栽培拡大の努力の結果というよりも（それが何の役割も果たさなかったのではないにしろ）、むしろ平和の回復やとりわけこの時期の地租の軽減をつうじた農民経済の復興・膨張のほうに、その主要な要因を求めべきであろう。地租の軽減で先行した南マラータが、同じように熱心な綿花開発の対象となったグジャラートより全耕地面積の拡大の割合が大きいこともこれを裏づけるように思われる。そして第二に、大規模栽培地の形成や様々な栽培上の改良、耕地に占める綿作の割合の向上、あるいは商品化率の上昇といった、綿作の質的改良の点では、大きな成果はなかったと思われる。

実際そのことを指示するいくつかの事実や証言がある。カッセルズは「アメリカ人プランターは当初原始的で粗放的なインド式農業制度を軽蔑していたが、最終的にはそれを採用した」²⁸⁾と述べ、また二次文献の教えるところでは、プランターは、例えば畝を作らなくても同様の結果が得られることや、土壌が痩せ肥料が不足しているところではアメリカ式の継続栽培は不可能であり輪作が

28) W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 250.

(単位; エーカー)

第4表 ボンベイ管区における綿花栽培面積の拡大

年代	ブローチ県	スラト県	アフマダード県	ダールワール県	カーンデーション県	ペルガ ウム	総計
1841-2	103,720 (35.5)	59,487 (18.9)	66,607 (10.8)	—	64,357 (—)	—	—
42-3	108,804 (35.5)	55,626 (18.0)	74,591 (12.2)	184,264 (29.0)	56,657 (—)	—	—
43-4	100,839 (35.2)	39,881 (13.9)	48,720 (7.9)	178,956 (30.5)	45,714 (7.2)	—	—
44-5	103,525 (36.7)	81,357 (25.0)	139,041 (22.8)	185,186 (32.5)	62,296 (10.0)	135,388	616,472
45-6	105,221 (38.4)	76,494 (23.5)	65,832 (10.8)	175,767 (29.2)	67,357 (10.0)	117,182	549,022
46-7	68,449 (24.5)	50,336 (15.8)	45,967 (7.3)	189,833 (27.7)	59,765 (8.0)	112,119	536,367
47-8	98,908 (33.1)	68,497 (20.8)	15,094 (2.5)	199,731 (27.4)	90,529 (11.9)	118,504	596,401
48-9	87,095 (29.5)	68,542 (18.2)	30,344 (5.0)	204,929 (25.6)	77,700 (10.7)	138,703	643,642
49-50	67,217 (22.5)	59,797 (15.9)	13,801 (2.2)	241,258 (27.6)	64,500 (9.1)	148,274	608,572
50-1	120,850 (40.1)	82,100 (21.9)	119,386 (18.9)	254,983 (27.8)	88,684 (12.6)	184,274	859,617
51-2	103,087 (33.9)	82,590 (21.3)	66,152 (10.4)	264,323 (26.6)	126,862 (17.0)	184,059	841,874
52-3	100,198 (33.2)	74,277 (18.6)	71,309 (11.3)	279,124 (27.3)	126,304 (15.6)	160,584	826,081
53-4	112,815 (37.9)	80,177 (20.5)	100,098 (18.6)	293,409 (28.5)	128,781 (15.5)	170,376	978,621
54-5	95,809 (31.1)	76,793 (19.3)	71,309 (11.3)	273,559 (25.4)	138,375 (15.4)	193,669	817,954
55-6	114,926 (36.7)	87,353 (21.9)	100,098 (15.5)	241,999 (21.1)	103,975 (11.6)	126,616	812,250
56-7	95,044 (30.5)	75,526 (19.0)	78,328 (11.9)	279,282 (22.7)	116,156 (12.3)	187,552	884,946
57-8	101,566 (32.3)	74,813 (18.5)	65,380 (9.9)	332,340 (26.3)	102,937 (10.3)	232,035	890,851
58-9	107,748 (33.8)	83,820 (20.5)	129,536 (19.2)	314,120 (24.2)	154,334 (14.1)	246,345	1,108,776
59-60	110,262 (34.3)	85,104 (20.5)	88,649 (12.7)	386,993 (28.4)	156,714 (13.9)	290,645	1,119,795
60-1	100,198 (31.2)	78,079 (18.4)	124,965 (16.8)	388,421 (24.1)	142,033 (12.2)	250,337	1,074,786

(注) かつこ内は全耕地面積に占める綿花栽培地の割合を示す。
(出所) W. R. Cassels, *op. cit.*, pp. 58, 79, 82, 99, 124, 160.

全く適当であることを、厳しい経験をつうじて知り²⁹⁾、あるいはダールワール県でさえ、損失を埋め合わせる目的で *kumpta* という在来種との混合が行われ純粋のアメリカ種は少なかったという³⁰⁾。さらにわれわれは、プランターや現地吏員の直截的な証言を聞くこともできる。プランターのプライス。「私は在来種の栽培方法を New Orleans 種の栽培にとって最良のものとして勧める。というもの、現在の農民の状況では、他に目的に適うものはないからである」³¹⁾。県長フォーセット。「私は何も目新しい方法を勧めようとするのではない。アメリカ綿の実験は失敗した。最良の結果を得たのは、現地農民と同じ栽培法を実行したところであったように思われる」³²⁾。総じて綿作の拡大は旧態の農民経済の膨張をつうじてしか行われなかったのである。ではインド綿作の質的改良を押しとどめた諸困難とは何であったのだろうか。

IV インド綿花開発上の諸困難

まずアメリカ種の移植に関わって、気候・風土上の困難が大きかったことは確かである。この点は事実には照らして大いに強調すべきである。しかしわれわれは、自然条件を多少とも克服しえなかった理由、および在来種栽培の改良もまた困難であった原因を含めて、広く社会・経済的背景を探らねばならない。実験の経緯に明らかのように、困難はさしあたり、生産性の低さや綿花の品質の劣悪さによって、本国での価格が低迷し、栽培拡大が金銭的に引き合わないこととして現れた。とはいえ生産性の低位性や品質の劣悪さの原因は何かという問題が存在する。この点について、当時のイギリス人がしばしば指摘した諸点を列挙しつつ、検討を加えていこう。

29) S. Leacock & D. G. Mandelbaum, "A Nineteenth Century Development Project in India: the Cotton Improvement Program" *Economic Development and Cultural Change*, vol. III, 1954-55, p. 345.

30) P. Harnetty, *Imperialism and Free Trade: Lancashire and India in the Mid-Nineteenth Century*, 1972, p. 85.

31) Quoted in W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 249.

32) *Returns, East India Cotton*, 1857, p. 128, quoted in *ibid.*, p. 248.

(1) 農民生産の粗放性

「Jawarree (雑穀——引用者) や小麦を栽培する農民は、綿花畑をほっとらかしにしている。彼らは収穫期が終わってから綿を集める。すでに落花しているものもあり、摘むのに適した状態にあるものはほとんどない。とはいえ彼らは Jawarree や小麦ならこうはいかないことを良く知っている。-というのも、それらは自らその場で消費するのだから」³³⁾。「綿花は穀物に次ぐ第二義的作物として、種子がひろくばらまかれ、他の作物と同じ畑で栽培された。それはほとんどあるいは全く手が掛けられることなく、農民の都合次第で集められた」³⁴⁾。また綿花は摘まれた後、地面に積まれるか、穴の中に入れられ、さらに風に飛ばされないように土塊に覆われたり、あるいは戸外に置かれることで夜露に濡れた。こうして綿花は商人に手渡される前に土まみれになった。以上に示されているのは、農民生産が一般に自給的性格の強いものであり、彼らの関心はなにより主穀生産に置かれ、「第二義的作物」である綿花はかなりぞんざいに扱われたこと、そして綿花もまた自給に供せられつつ、商品生産としてはせいぜい余剰分を近隣の市場に持ち込む程度で、総じて農民はイギリス市場向けの商品生産に大きな精力を割ける状況にはなかったということである。

またイギリスが作業の効率化のために導入を試みた繰綿機の定着も難事であった。イギリスが持ち込んだ大型機械は余りに高価で現地人には手が出ず、木製・手動式・歯数の少ない hand-gin が開発されたが、それさえ農民は購入できず、かえって後に述べる彼らの商人への従属を強めることになった。他方機械的種取りは、在来種の弱い繊維を損傷し、また摘み取り過程で混入した木の葉を取り除くことなく粉碎してしまい、それだけ品質低下をもたらすという難点もあった。さらに繰綿機には力の強い男子労働力が必要とされ、従来の婦人・子供による副業的作業に任すことができなかったが、小経営の支配的存在のもとでは男子雇用労働力の調達は困難であった。

33) J. F. Royle, *op. cit.*, p. 32.

34) S. Leacock & D. G. Mandelbaum, *op. cit.*, p. 337.

(2) 運輸・通信手段の劣悪さ

綿花畑から港湾までの陸送は、道路がきわめて未発達であったため、主に雄牛の背に荷を乗せて行われた。牛に引かれた荷車の通れる道路は、ボンベイ管区では1830年まで Belgaum-Vengrla 間に限られ、40年代よりいくつかの建設に着手されるものの、1850年でもわずか375マイルにとどまった³⁵⁾。雄牛の背による輸送は、少量しか輸送できない、雨季には輸送困難である、ほこりが付着する、日に2度水分補給のため荷が積み降ろしされるといった不都合があり、きわめて非効率なものであった。グーハによれば、雄牛の背には一頭あたり240~50重量ポンドが積載され、一日8~9マイルの通行がせいぜいであるに対し、二頭立ての荷車だと、1,500重量ポンド、20マイルが可能で、雄牛の背の6~7倍の能率があったという³⁶⁾。グジャラートの港からは、20トンに満たない小舟でボンベイに運ばれ、結局出発地からボンベイまで数ヶ月を要したとされる³⁷⁾。また梱包の不備のため荷が傷む、大きな倉庫が存在しない、度量衡が不統一である、通信手段の未発達のため市場情報に乏しいといった諸困難もまた強く主張された。

(3) 中間商人の跳梁

「ボンベイ商業会議所は、waraias あるいは中間商人の有害な影響がインド西部での綿花の栽培・交易の改善を妨げている主要な要因であると考えている」³⁸⁾とあるように、中間商人（一般には banians, キャンベイ湾の東部地域では waraias) の跳梁は、イギリス人がきわめて重視した阻害要因であった。多くの農民が商人より前貸しを受け、彼らは4割近い高利の支払と商人の言い値での販売を強制されるとともに、青田買いされることで農民には念入りな摘み取りや種取りを行う動機が失われた。品質を問わない国内市場向け商品をも扱う現地商人にあっては、「きれいに集荷された高価な商品より、汚くて安価

35) A. Guha, "Raw Cotton of Western India: 1750-1850", *Indian Economic and Social History Reivew*, vol. IX, 1972, p. 20.

なものの方が利益が大きかったのである」³⁹⁾。また彼らは都市の大商人・金融業者から融資を受けており、商業資本の収奪は重層的なものであった。こうして「低価格が次々と押しつけられ、利益を上げるために品質が落とされ、それが一層の価格低下を招く」⁴⁰⁾ という悪循環が生じた。以上の現象は、経済学的にいえば、商業資本の自立的発展と規定される。それは小経営的生産様式に不可分な随伴物である。彼らは生産の小規模分散性とそれと表裏をなす交通・通信手段の未発達の状態のもとで、市場支配力を保持し、小生産者に吸着しつつそれを収奪する。彼らの自立的発展は、小生産者の支配的存在とともに高まり、その分解とともに衰退する。カッセルズは正当にも次のように洞察している。「この問題は、貧しく未発展な国であることと分かちがたく結びついた悪弊の一つである。それはある程度、土地が小地片として貧しい農民のあいだに分配されているあらゆる地域ではびこる。インドは、道路と通信手段の欠如によって、中間商人の楽園となっている」⁴¹⁾。

(4) 高率地租の収奪

すでに示唆したように、高率地租は農民経済の自由な発展を押しとどめるとともに、より直接的には、価格の低迷する綿花栽培の収益性を一段と低下させた。イギリスによる地租収奪は、身分制的・重層的な土地所有を前提とする封建的搾取をなし、高率地租の収奪はそうした土地所有態様の固定化を条件とする。それゆえそれは、私的所有の強まりに基礎づけられた農民経済の自由な発展および土地の流動化に、したがっておよそ商品経済の発展に矛盾する。高率地租の阻害的影響もまた頻繁に指摘された点である。たとえば48年報告。「政府による地租の取り立てが、栽培の不振・農業改良の欠如の原因である。とりわけ

36) *Ibid.*, p. 21.

37) *Ibid.*, p. 22.

38) Quoted in J. F. Royle, *op. cit.*, p. 30.

39) Quoted in *ibid.*, p. 31.

40) S. Leacock & D. G. Mandelbaum, *op. cit.*, p. 342.

41) W. R. Cassels, *op. cit.*, pp. 289, 90.

毎年査定が改定される地域では、徴税官は限度以上に徴収している⁴²⁾。「全システムはインド農業の改良精神を抑えつけ、イギリスの資本家による土地投資を阻害している⁴³⁾。したがって「政府の利益と農民の繁栄とは、農民に自己の勤労に対する十分な報酬が保証され、資本の投資が鼓舞されるような、査定基準の穏当さによって可能となる⁴⁴⁾。こうした提案には、綿花開発と強固な身分制的・重層的土地所有との矛盾関係が表明されているといわねばならない。

(5) 公共事業遂行上の困難

ハーネッティが記すところのダールワールと海港地カールワールとを結ぶ道路建設の経緯においては、ジャングルを切り開くことの困難に加えて、とりわけ労働力の調達が重大問題となった。すなわち一般に道路建設に雇用を求める者が乏しく、放浪部族や囚人への依存が余儀なくされた⁴⁵⁾。そこでは仮の牢獄を建設し、衣食住を提供せねばならなかったとともに、およそ雇用労働に不慣れた人々を指揮・監督する上での困難がつきまとった。それは、インドにおいては土地から切り離された近代的賃金労働者がきわめて乏しかったことの反映にほかならない。

(6) 商品経済から自給経済への回帰の傾向

以上のような多くの困難に見舞われるなかで、繰り返し指摘されたのが、農民経済における根強い自給経済への回帰の傾向である。それはまさに問題の核心に触れるものであった。すでに実験の経緯の概観をつうじて、それがあつた種の強制を伴われたこと、また農民の側に栽培への「打ち勝ちがたい反対」が見られたことを指摘したが、さらにたとえば48年報告には、「政府の努力が緩められると栽培は元に戻ってしま⁴⁶⁾い、農民は「綿花栽培から利益を得られな

42) *Cotton Report*, p. 6.

43) *Ibid.*, p. 7.

44) *Ibid.*, p. 7.

45) P. Harnetty, *op. cit.*, p. 66.

46) *Cotton Report*, p. 5.

ければ、穀物栽培に切り替えるであろう」⁴⁷⁾との指摘がある。またダールワールの県長は当地での成功を見通しつつも、「綿花は人間と家畜のために食料として必要不可欠な他の穀物生産に取って代わられるほどには、利益の上がるものでないことを忘れてはならない」⁴⁸⁾と忠告している。さらにイギリス人は以下のように農民の声を認識していた。すなわち「綿花栽培に好適であり、農民が望めば綿花を栽培しうる土壌や水利の下にあるのに、なぜ彼らは販売の困難な穀物を生産して、綿花を栽培し輸出しないのか」との実験農場の管理人の質問に対し、農民は通常次のように答えたと言われた。「彼らは穀物栽培を好む。というのも、穀物は熟する以前でも、そして販売される前でも、多かれ少なかれ生存の糧となるのに対し、綿花は摘み取られ売り払われるまで食用には役立たないからである」⁴⁹⁾。ここには、自給生産がなお支配的なインドにおいては、農民をして特定の商品生産に踏み切らせることがいかに難事であったかが率直に語られている。最後の引用にあるように、問題は、当時のイギリス人が往々にして重視した綿花生産の収益性の低さととどまるものではない。仮に収益性が良かったとしても、それだけで栽培がスムーズに拡大したとはいえないであろう。問題は、収益性の低さの原因ともなってきた自給経済の優位というインド在来社会全体の本質的特徴にあった。また一方、ブローチ県の農園監督官は、政府所有地で農民を直接指揮した実験農場を回顧して、「諸個人によって耕される小規模な土地は、農民をして、雇用労働から期待されるよりも大きな注意を土地に払わせることを可能にする」⁵⁰⁾と述懐している。これは、賃労働による生産が例外的なインドにあっては、小経営こそが生産の通常姿であり、綿花栽培もまた結局小経営に依拠せざるをえなかったことの表白である。すなわち政府は実験農場の拡大を計るよりも、農民の世襲的用役地での耕作を認め、それに働きかけざるをえなかったのであって、実験農場の閉鎖および契約栽培

47) F. W. Prideaux's minute, in *ibid.*, p. 19.

48) *Revenue Consultations*, vol. li, 1850, pp. 5, 6, quoted in W. R. Cassels, *op. cit.*, p. 149.

49) *Revenue Consultations*, vol. lxxxiii, pp. 59-62, quoted in *ibid.*, p. 164.

50) Quoted in *ibid.*, pp. 22, 3.

への移行の理由の一つがこの点にあったといえよう。それは同時に、世襲的用役地を耕作する農民に対しては、少なくとも実験農場の農民に比べて、生産の直接的指揮が困難であること、すなわち自立的小経営農民に対しては、イギリスの行いうる「強制」には大きな限界があったことの承認でもあった。総じてイギリスによる開発は、自給経済と自立的小経営生産という相即不離なインド社会のもつ奥深い構造的特質の壁にぶつかったのである。

V むすびにかえて

当時のイギリス人は、インド綿花開発が思うように進まない原因として、綿花の品質の劣悪さや収益性の低さ、農民生産の粗放性、運輸・通信手段の欠如、中間商人の跳梁、高率地租、公共事業遂行上の困難、自給経済への回帰等を相互に関連なく並びたて、くちぐちに様々な「方策」を提案した。しかしわれわれの経済学的検討からは、困難の本質的要因が、自給生産、小経営の生産様式、身分制的・重層的土地所有といったインド社会のもっとも基底的な、そしてまさに前資本主義社会に共通な構造的特質にあることが明らかになった。上の一見多様な諸要因は実はこうした特質の現象形態として相互に密接に結びついたものであった。実験農場の試みがいかに直接的な効果を持つように見えたとしても、それだけにとどまる限り失敗は必然であった。とはいえここでの試みの全体が全くの失敗であったとはいえない。一つには綿花開発に伴う地租削減要求が農民経済の量的復興・膨張を促す一契機となったからであり、さらにやがて綿業資本は失敗の経験をつうじて問題の深さと幅広さに気づき、鉄道建設などの一層大規模で体系的な公共事業や地租の全般的かつ思い切った削減といった、インド統治の全体構造に関わる要求へと運動の射程を伸ばしていくからである⁵¹⁾。

51) さらに当時、勃興期にあったボンベイの民族資本経営機械紡績業に原料を提供し、その勃興を支えたことが特筆される。カッセルズによれば、そこで生産されるもっとも高級な綿糸(16ないし20番手)には、ブローチ種および繰綿機で種取りされたダールワール種が用いられ、また当時ダールワール種にアメリカからの輸入綿花を混ぜて40および50番手の生産が試みられていた。

そしてわれわれは、西欧の資本主義社会がこうした構造的特質の否定の上にはじめて成立したことを知っている。それは商品経済の発展・小農民の分解・土地私有の成立等をつうじて生み出されたものであった。イギリスの支配が資本主義の開発の課題を孕む限りにおいては、そこには西欧における封建制から資本制への移行に伴う問題状況、すなわち本源的蓄積の問題が再現する。本稿で検討されたインド綿花開発の経緯が示唆するのはこのことである。この意味において、イギリス支配は疑いなく、インドをして西欧のそれと本質において変わるところない「発展」へと向かわせる方向性を内に蔵していた。

同時に綿花開発の困難性は、この移行が決して生易しいものではないことをも指示している。イギリスにおける本源的蓄積が、「他のありとあらゆるものであっても、どうしても牧歌的でな」⁵²⁾ かったとすれば、インドにおける経済開発も、ここでの実験農場の失敗やその後の綿業資本の動向が示すように、けっしてわずかな実験や安価な商品の浸透、レッセ・フェール原理によるといった「牧歌的」なものではありえなかったのである。以上総じて、西欧近代史研究をつうじて彫琢された資本主義の発展法則の観点がインド植民地経済史を見るうえで依然有効であること、そして当該時点でのイギリスによる「開発」の試みは、在来社会構造の堅い殻をまだほんの僅かしか打ち砕きえなかったこと、これが本稿で確認できた点である。

とはいえ、イギリスが一層体系的な開発政策を打ち出したとしても、それは植民地支配特有の歪曲や腐朽の特質を帯びざるをえなかった。そうした綿花開発における植民地的特質の解明、これがわれわれの次の課題である。

(1990年1月)

と。 *ibid.*, p. 345.

52) K. マルクス『資本論』全集版第1巻, 933ページ。